

新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が減少した被保険者に係る国民健康 保険税の減免についてのご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が減少し、かつ減免基準に適合した場合、国民健康保険税が減免となる場合があります。

○対象となる保険税

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期が設定されているもの

○対象者

裏面フローチャートにてご確認ください。



○申請に必要な書類

- ・国民健康保険税減免申請書(HP及び税務係にて配付します)
- ・上記申請書の証拠となる書類
(令和3年分確定申告書の写し、令和4年中帳簿の写し等)

①新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とは...

新型コロナウイルス感染症や、そのまん延防止のための措置により、直接的・間接的に影響を示した収入減少のこと。

②世帯の主たる生計維持者とは...

基本的には、世帯主となりますが、世帯主以外の世帯構成員の収入で生計を維持されている場合、その者が主たる生計維持者となり得る場合があります。

ご自身が減免の対象となるか等、ご不明な点がありましたら、下記にお問い合わせをお願いします。

□ 天塩町役場 住民課税務係

電話番号 01632-2-1001 (代表)

01632-9-7750 (住民課直通)